

平成28年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

- 1 日時 平成28年7月5日(火) 午後3時30分～午後5時30分
場所 おだわら市民交流センターUMECO 会議室7

2 出席者

学識経験者	嶋 崎 政 男 (会長)
精神科医	南 達 哉
弁護士	田 代 宰
臨床心理士	小 倉 直 子
社会福祉士	芦 田 正 博

3 教育委員会職員

教育長	栢 沼 行 雄
教育部長	内 田 里 美
教育部副部長	隅 田 俊 幸
教育総務課長	柏 木 敏 幸
教育指導課長	市 川 嘉 裕
指導・相談担当課長	石 井 美佐子
教育指導課指導主事	瀬 戸 由里子

(校長会)

小学校長会代表	長 澤 貴
中学校長会代表	西 村 泰 和

(事務局)

教育総務課総務係長	高 瀬 聖
教育総務課主査	佐久間 浩 美

4 議題等の概要

- (1) 小田原市いじめ問題対策連絡会での検討状況について
- (2) 不登校重大事態への対応について
- (3) その他

教育部副部長…本日司会を務めさせていただきます私教育部副部長の隅田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、栢沼教育長が別の会議に出席しておりますので少し遅れてまいります。本来であれば、冒頭に教育長から挨拶を申し上げるところでございますが、本日は教育部長より挨拶していただきたいと思っております。教育長からは到着次第一言ご挨拶をいただきたいと思っております。部長、挨拶をよろしくお願いいたします。

教育部長…みなさん、こんにちは。お暑いところまたご多忙なところ本日の会議にご出席いただきまして本当にありがとうございます。皆様のお手もとに、小田原市教育大綱がございますのでご覧ください。昨年度、教育の目標や施策の根本的方向性を定める小田原市教育大綱という形で策定させていただきました。教育というと、どうしても学校教育というところに目がいきがちなのですが、今回は教育を大きな木にたとえ、高く大きく育てるためには、小田原の豊かな自然・歴史・文化を土壌として家庭や地域行政社会が一体となって教育を支えることが必要だという考えで作らせていただきました。

基本目標は3つ策定をいたしました。そのひとつとして、「一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり」を挙げさせていただきました。それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指していきたいと考えております。教育大綱は、市長が策定したもので、こうした冊子にしまして、各ご家庭に全戸配布させていただきました。もちろん、小中学校の生徒児童にも配らせていただいたのですが、教育関係者からは、全戸に配布するのはめずらしいのではないかというお声を頂戴しています。

さて、神奈川県の中学校で、昨年10月、いじめが一因とみられる重大事態に対して、学校内に第三者を入れた調査組織が設置されたという方向になりました。この際、保護者からは、いじめ防止対策推進法にもとづく重大事態に該当するとして調査組織の設置を求めましたが、設置までに10か月がかかったということで、教育委員会の対応の遅さを指摘され批判された経過がございました。

また、3月には同じ神奈川県内の市町村の中で、平成25年に自殺した中学生に対するいじめの有無を調査していた第三者調査委員会から、いじめが複数認められたという答申がまとめられたそれも同様なのですが、その自殺との関連については、いじめだけが原因であるとは断定できないとしていながらも、学校が対応していれば自殺を防ぐことができた可能性は否定できないとの答申があったと報じられました。

このように、われわれの身近なところで重大事態が発生している現状がございます。教育委員会といたしましても、こうした現状を真剣に受けとめなければ

いけないと感じているところでございます。

それぞれの事案に適切な対応をおこなうためには、学校だけではなく、教育委員会また関係機関の皆様、そして皆様のような専門家の方々のご意見情報をいただきながら、子どもにとって辛い状況が早期に解消することが、我々の使命であると考えております。本日も、それぞれの専門的な立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育部副部長…それでは、会議に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきますと思います。1枚目に次第、2枚目に「いじめ防止対策調査会委員名簿」、3枚目が本日の席次表、次に資料1-1「いじめ防止対策をより効果的な取組としていくために」となります。資料1-2「いじめ対策に係る関係機関とその役割について」、資料2-1「不登校の状況について」、資料2-2「不登校重大事態に係る調査の指針」、資料2-3「不登校重大事態の対処スケジュール」、参考資料1「不登校で困ったら」、参考資料2「いじめ初期対応のポイント」となっております。それでは、本調査会の規則第5条の規定によりまして、議長を会長にお願いしたいと思います。

嶋崎会長よろしくお願いたします。

嶋崎会長…よろしくお願いたします。それでは、限られた時間ではございますが、議題が3点用意されておりますので、それぞれのお立場から専門的なご意見、幅広い見方からのご意見もいただければと思います。議題の1でございしますが、小田原市いじめ問題対策連絡会ということで、資料1-1と1-2を準備させていただいておりますので、事務局の方からご説明をいただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

教育総務課長…柏木でございます。よろしくお願いたします。私から資料1-1「いじめ防止対策をより効果的な取組としていくために」及び資料1-2「いじめ対策に係る関係機関とその役割について」を説明をさせていただきます。

まず、資料1-1の1ページをご覧ください。こちらは、小田原市いじめ問題対策連絡会の第2回目の次第と名簿を示させていただいております。この会議は、学校や地域に関わる関係団体及び法務局、児童相談所、警察等からなる委員から構成されているいじめの未然防止策についてご議論いただいているところでございます。5ページ以降は、当日の資料でございます。現在実施している家庭や地域との学校の連携した事業及び関係団体と学校が連携した事業を掲げております。また、3ページ以降は、各団体からの事業聞き取りの内容となっております。これらの取組状況を整理するために、A3版資料1-2「いじめ対策に係る関係機関とその役割について」を作成いたしました。こちらをご覧くださいと思います。資料の真ん中の欄に、学校及び教育委員会を示し

てございます。その上に、関係機関ということで、児童相談所や警察等関係団体や専門家を示してございます。また、教育委員会の下側には、地域団体・自治会連合会やPTAといった団体を掲示してございます。この縦軸に対しまして、横軸は左から未然防止への対応・個別事案への対応・重大事態への対応となっており、それぞれの会議体や組織をいじめ問題対策連絡会での情報をもとに整理したものでございます。上段には、アプローチの方向性として、未然防止への対応、個別事態への対応、重大事態への対応について、それぞれの局面で留意すべき事項をまとめました。

今、教育長がみえましたので中断させていただきます。

教 育 長…会議を途中中断して申し訳ありませんが、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、昨年从这个委員をお引き受けいただき、本市のいじめ調査会にかかわるお仕事にご尽力をいただいているということで大変ありがたく思っております。私が教育長になりましてから、「命・地域・信頼」という3つのキーワードで、本市の教育行政を進めているところでございますが、とりわけ「命」というキーワードに関しては、「命を守る教育のまちおだわら」ということを目指しまして、とりわけいじめにかかわる部分は、子どもたちの命あるいは人権に直結するということで大変重くこのキーワードを受けとめ各学校で日々取り組んでいただいているところでございます。

そうした中で、一つの大きないじめの背景には、よく言われておりますが、20の軽微な出来事があると言われております。また、その背景には、30ほどの小さな兆候が存在するとも言われております。このことは、小さなサインを見逃さないでその小さなサインが大きな問題になるといわれることの所以となると感じているところでございます。まさに、小さな兆候に気づく感性と申しますか、そういったことが学校現場、特に先生方には身につけていただきたいし、また、日々の実践が今小田原の方でも後追いではなく先取りと申しますか、予防的措置と申しますかそういった気づく感性こそまさにいじめの重大事態を防ぐ大きなものになると思っております。

そういった意味で、各学校では予防的な対応としてYPプログラム或いはハイパーQ Uというようなことでいろいろな子ども達の暮らす習慣の兆候をつかんでいるわけですけれども、それを実際にどういうふうにか科していくのか、またどういう方策をもって各学校現場はそれを活用して生かしていくのかその具体的なものがなかなか見えなかったり、あるいは成果としてもなかなか表れてこないということで、その前段の部分をどうするかというまさに未然防止への対応というところが、本市が掲げているまた私自身も課題として感じるところでございます。

委員の皆様には、今日のいくつかの内容の中でも特に予防措置や未然防止といった点でもいろいろご指導またご助言をいただければありがたいなと感じると

ころであります。どうぞよろしくお願いいたします。

嶋崎会長…ありがとうございました。それでは先程の続きをお願いいたします。

教育総務課長…資料1-2「いじめ対策に係る関係機関とその役割について」に戻っていただきたいと思います。一番左側には各団体、右に移るにしたがって未然防止への対応・個別事案への対応・重大事態への対応とそれぞれの団体がどのような取組をしているかというものをリンクさせていただきました。こういった中で、未然防止には地域団体の連携の必要性、個別事案への対応は各関係機関への窓口の対応、重大事態への対応は専門性が求められるところがございますが、それぞれの役割分担ともに対応が手薄な部分などもこのワーキングをした状態で明らかになっているのではないかと思います。事務局といたしましては、こちらにいじめをくくってはございますが、委員の皆様、専門的見地からそれぞれの取組や対策についてどのような事態について対応をしていったらよいかなどをご議論していただければと思っております。以上で、資料1-1及び資料1-2の説明をおわらせていただきます。

嶋崎会長…ありがとうございました。それでは、第1の議題につきましてですが、小倉先生、臨床心理のお立場からいわゆる検査法・テスト法のこのあたりに意見等ございますか。

小倉委員…ごめんなさい。私あまり詳しくはないのですが、これは、普段は学校で実施しておられるのですか。

教育総務課長…学級の運営に資するような子ども達の心理状況ですとか活動状態そういったものをハイパーQUというようなものを使って調査し、それらを分析したものの中で人間関係ですとかそういったものを把握していくといった形をとっております。これは各学校、小中学校でどちらかをやっているのでしょうか。

嶋崎会長…実際にこんなふうを活用してるなど、ございましたら現場の校長先生にご意見いただければありがたいです。

長澤校長…新玉小学校は、ハイパーQUではなく、YPアセスメントという、これは「横浜プログラム」というものなのですが、人間関係作りの把握のために実際に質問に答えていくような形になっていると思います。それによって、人間関係が個人に偏っているか集団に偏っているか、そういうようなことが見えてくるので、数値的に集団にとびぬけるような子どもがいた場合に、その子がどのような心理状態にいるのかということ把握するということが一つの手段とし

てあるわけですが、これらのアセスメント自体は、そこで把握することだけではなくて、こういうタイプに対してはこういうふうな対応をしていこうというプログラムがあって、そのプログラムによって人間関係を改善していくという風な流れではあるのですが、すべてを学校でやっているわけではなくて、学校では本当に人間関係を把握する一つの手立てとしてやっているというのが現状であります。できれば、2回程度行うことによって、はじめはこういうふうな人間関係だったものが、色々な対応をしたことによって、こういうふうな改善がみられたということが見れば一番いいのですが、そういう時間は結局取れないので、割と客観的にYPによって、把握していじめの芽をつむということで対応しているところが多いかと思います。ハイパーQUはさらにそれを細かく診断できるものですが、金額がかかりますので、YPを使っている小学校が多いと思います。中学校は、ハイパーQUを使っているところもあると思います。

嶋崎会長…ありがとうございます。現状はそういうことですが、小倉さん何か続けてごさいませんか。

小倉委員…去年話を聞いた時に、いろいろないじめのアンケートをとっていらっしゃるということでしたが、担任がいろいろ子どもの人間関係を把握するため工夫をされていく中で、YPアセスメントやハイパーQUも十分に活かされていないということなのではないでしょうか。担任の先生の中には、うまく使いこなせている先生もおられるし、自分のクラスの状態を学年で共有して、学年としてどういう対応をしていくかという情報共有はされながら活用されていると思っております。

教育指導課長…中間の人間関係を主に見たり、対応させたりしていただいていると、日々の活動の中でも子どもの不満であったり、悩みであったりというものについては、アンケート等を活用する中で、アンテナを高くして把握しているというのが現状だと思います。

長澤校長…差が多くないんですね。ですからあくまでも傾向をつかんでいるようなところだけのものとして、ハイパーQUの方がもっと質問数が多いので割と客観的なデータがしっかりとれるという風なことをごさいます。

嶋崎会長…いずれにしても、いじめの早期発見の一手段としてこういったものを総合的に使っていこうという動きであると思います。それから子どもの貧困対策など福祉的な分野とありますが、芦田先生、このあたりいかがでしょうか。

芦田委員…個別事案の対応ということになってくる中では、いじめをしたお子さん或いは、
されたお子さん問わずということになると思うのですが、そういったお子さんの背景には、貧困であるとか虐待であるとかということも当然想定されることなのかなと思いますので、福祉と連携ということは当然必要ではないかと思えます。ただ、いじめに関わったお子さんが常に福祉と関わりがあるかという、いじめの場合は、非常に難しいといつも思うのですが、虐待などを受けたお子さんは、明らかに福祉問題なのでこちらが介入しやすいのですが、いじめの場合必ずしもそうと言えないところが、大変難しいのかなと感じているところでは。

嶋崎会長…ありがとうございます。南先生、今の話のつながりなんですけども、子どもの心の問題、福祉的な分野と医療的な分野の関わりに関してはいかがでしょうか。

南委員…具体的には、児童相談所と保健福祉センターにあたれば大体の情報はいただけるのではないかなと思うので、親御さんの支援や家庭の支援などになると、状況によって、入っていくということでもいいのではないかなと思います。

嶋崎会長…ありがとうございます。資料の真ん中のところに、「ワンストップの窓口」等の記載があるのですが、厚労省でやっている、いわゆる子ども若者支援の地域教育ではよくこのワンストップはよく言われるのですか。ワンストップももちろんいいのですが、せっきく幅広くある中で、子ども達もしくは保護者の方達がこんな相談機関もあるんだということたくさん示しておいていただくというふうな気がするのですがいかがでしょうか。

南委員…そうですね。いろいろな人達が入っていて専門分野がそれぞれ違ったりもするのでそういう意味あいでは、たくさん相談機関を並べておく方が皆さんにとってはよいと思います。いろいろな相談機関を紹介できることが大事ではないかと思いました。

嶋崎会長…ありがとうございます。お気づきになったことはご遠慮なく先生方ご発言ください。

南委員…実際、いじめが学校現場で起きて、まず学校の先生方に相談するのが普通だと思うのですが、ご家族が話が進まないなどの不満をもたれた場合に、今、実際にどういうところで相談されていることが多いのでしょうか。
大体、教育委員会等に相談されると思うのですが、実態はどうなのでしょう

か。

教育指導課長…おっしゃられたとおり、教育指導課の方で相談電話、県教育委員会の方で、電話をつなげる設定もございますし、そういったところで広くチャンネルを開いているというような状況で、親御さんが情報入手の方を選ばれて相談が入ってくるような状況です。

南 委 員…県や市の教育委員会の、特に相談窓口と連携を行いながら対応していくということですね。

教育指導課長…そうですね

南 委 員…わかりました。

小 倉 委 員…各中学校区等にスクールカウンセラーの方がいらして、これまで相談していらっしゃる方は、なにか子どもにあつたらそこに相談される方もいらっしゃると思いますし、スクールカウンセラーの方から、例えばこれは必要だと思ったら、学校や教育委員会に連絡がいくこともあると思うのですが、そのあたりはどこに入るのでしょうか。学校の中に入るのでしょうか。心理専門職が表の中にはないですね。

教育指導課長…確かに、校内の中には配置はされております。週1回ないしは週2回ですが、県から配置はしていただいております。そこには、子ども達や、保護者の方が相談をされているのが現状ですので、そこは記載は必要だと思います。

南 委 員…今、中学だけですか。

教育指導課長…中学校区という形で小学校にも出向いたり、小学校の子どもの保護者が学校に来られたりというケースはございます。

南 委 員…わかりました。

小 倉 委 員…いちばん現場で受け止めていらっしゃるのは、担任の先生や、スクールカウンセラーであつたり、或いはマロニエとか指導課にも心理相談員がいらっしゃるし、不登校の相談窓口もあるので、現場にたくさんいらっしゃると思います。

嶋 崎 会 長…ありがとうございます。どうぞ遠慮なくもう少し時間をとりたいと思います。

いかがですか。

小倉委員…もう一ついいですか。

嶋崎会長…お願いします。

小倉委員…今、就学相談の件数も増えて、やはり初めて今度学校に入るところで、子どもさんのことを心配に思っている方は、結構相談に来てくださっていると思います。百何十ケース毎年就学相談に来てくださっていて、その中に恐らくいろいろなタイプの方がいらっしゃるの、結構な数を就学前に把握していると思います。或いは、それ以前に保育園・幼稚園のところでも、たくさんケースがあがってきていて、小田原市の中では、就学前の支援も進んでおり、実態把握も進んでおられると思います。ただ、学校にあがるところでその内容が担任に伝わっていなかったり、担任の方でどういう風に支援すればよいかわからなかったりする。せっかく繋がってきたものがそこで全部なくなってしまい、就学以前の支援と学校の中での連携に谷間があるとしたら、どういしくみが必要なのかということも是非考えていただけるとつながってくるのかなという気がします。

嶋崎会長…いかがでしょうか。今のご質問に加えてですけど、いわゆる「中1ギャップ」であるとか、いわゆる攻守の連携の部分で、文科省では個別支援のシートを作成して、そろそろ持ってくるのではないかと思うのですが、そういった取組というのは今の質問まさにそうなのですけど、何かございますでしょうか。

教育指導課長…就学相談、未就学のお子さまに、小学校のお子さまから中学に就学されるお子さま、相談を受けたお子さまについては、中学に伝えるように、学校の日程要望によりますけれども、3月から入学時の4月5月にむけては、学校によってクラス編成前に説明してほしい学校もあれば、入学した後に、具体的な手当を含めて助言をしてほしいという学校もありますので、学校の要望にあわせた形ですべての学校に、新就学のお子さんについては説明にあがらせていただいているのが現状です。小学校から中学の接続の部分につきましても、シートを使うことと、不登校にかかわるところについては、連携シートのようなものを作らせてありまして、これを活用するようという働きかけはしているところでございますけれども、これから更に周知を深めていく、徹底していく、特別支援に関わるお子さまについては、個別指導計画や支援シートなど、接続が見えている部分がございましてけれども、不登校に関する部分はこれから取り組めたらと思います。

嶋崎会長…ありがとうございます。小中学校長会の先生、接続のあたりは、情報交換のようなことは今どのように工夫をされているのでしょうか。

西村校長…小学校から中学校へということはないので、特に、不登校のお子さんというのはどのようにお子さんをお迎えするかということで、3月中旬ぐらいにお子さまの状況を伺いながら、入学式前に私が担任ですと話をしながら、お子さんの迎え方について計画をたてていきます。そういった中で、本校の例ですけれども、まったく学校に足をむけられなかったお子さんが、中学の段階で、早急に動いていくのではなく、ご家族の方と、しっかりとお子さまの様子を確認しながら、その後、中学校の中にどのように入っていこうかと、まずは、支援室の方にいる先生や保護者の方とコンタクトをとりまして、お子さまの様子をじっくり聞き、それをひとつワンステップとして学校の中に入っていきますと、まずは支援室に入りましょう、その後、定期的に計画して出席していきましょう、おかげさまで59日ぐらいの中の10日間ぐらい学校にすでに入ってきているという状況です。ただし、教室にはまだ入れません。今年度の例ですけれども、少しずつということでお子さんの状況をしっかり把握し、つないでいながら保護者の方と共に教員が関わっていきながら、登校を促しているというところでございます。いわゆる関わりが大事だということだと思います。

嶋崎会長…ありがとうございます。連携という広い話題になっていますが、全体のところでいかがでしょうか。まだまだ課題はいろいろあるのですが、ご意見ございましたらいただきたいと思います。

南委員…教えていただきたいんですけども、教育委員会の中で、「ソフト事業支援チーム」ということが書いてありますが、個々の学校のケースで困った時とか支援チームに相談するということなののでしょうか。

西村校長…そうですね。先程お話ししたケースにつきましても、小学校から教育委員会の教育相談員や支援員に関わる方々の把握をされています。ですから、学校の方も、保護者の方から話を聞きつつも、これまでどういう経過で不登校になっていて、一応どういう状態であるかも保護者の方以外の教育委員会の支援をしていただく、支援の方でも私どもの方にお話しをいただき、保護者の方を教育委員会の方でサポートしていただきながらそのご家族をサポートしていくということです。

南委員…そうしますと、個々のケースのサポートもおこない、あとは一般的ないじめの予防であるとかそういったことについて学校の方から相談があれば、アイデアというかパッケージのようなものを示したりというお仕事でいいのでしょうか。

か。それが、コンシェルジュ的な機能ということによろしいでしょうか。

嶋崎会長…ありがとうございました。委員の先生方いかがですか。

田代先生伺ってよろしいでしょうか。法的な相談のことでたとえば保護者の方と連携する機関がでてくる場合がありますか。一つ聞きたいのは、先日別の会議で「法テラス」という話がありまして、そこで、例えば学校に対して訴訟する時に、無料でできるような話を聞いておりますが、相談があった時に普段どうされているのかお聞きしたいと思います。

田代委員…法テラスは、基本的に生活に困った人が弁護士や司法のサービスを受けるところで使われるものなので、貧困の方であれば、確かにそういうケースもありえるのかなと思います。ただ、法テラスによる基準は変わることがあります。いわゆる学校の初期対応が、保護者の方からすると不満だという時があった際に、弁護士に依頼されて、そこで訴訟をいきなりするというよりは、学校の先生方といろいろなお話しをさせてもらい提案をさせられたり、解決策を探していくということは一応させてもらっています。法テラスというものが今は使えるのですが、少し基準が変わっていて、使えるかどうかは、今後正直わからないところです。基本的には、弁護士会としてとりまとめて、いじめがあったらここにというようなそういう意味での連携はないですけれども、弁護士会としては、「子ども見守りダイヤル」というみたいなもの（子ども人権相談）がありますので、ここには残念ながら入っていないのですが、そういったところにお電話いただくといじめを担当している弁護士につながるダイヤルが一応あるとはお伝えはしておきます。

嶋崎会長…ありがとうございます。その辺をお聞きしたかったのです。他の先生いかがですか。このところは、結論をだして云々という話ではございませんので、対策連絡会の方にまたお伝えいただけるようなシステムがあります。そうしましたら、この議題はこのあたりで閉じさせてもらってよろしいでしょうか。それでは、議題2でございますが「不登校重大事態への対応」ということで、資料2-1で、市内の状況をお知らせいただきたいと思います。

教育総務課長…資料2-1の1ページをご覧ください。こちらは、平成27年度小田原市における不登校の状況を過去5年間の不登校者数と不登校出現率を示してございます。平成27年度の不登校者の統計は小学校で73名、中学校で154名となっております。出現率といたしましては、小学校は0.78%、中学校が3.16%となっております。中学生では、100人のうち約3人が不登校という現状でございます。出現率でみていきますと、小学校は増加傾向にあり、中学校についてはほぼ横バイの傾向にあるという状況でございます。

次に、(2) 学年別不登校者数の分布ですが、こちらは各学年別の不登校者数を過去3年間比較したものです。最も気になる点といたしましては、平成26年度小学6年生であった子が、平成27年度中学1年生にあがった時に、12人から30人に不登校者数が増えていると同様に、平成25年度から26年度も小学校15人の不登校者数が中学校1年にあがった時に44人に増えているということでございます。これは、先程嶋崎先生からも話がありましたように、中1ギャップの影響があるのかなという風には考えております。また、中1から中3へ進級していくにつれても同様に大幅な不登校者数の増加がみられますことから、具体的な対応策が求められているところでございます。次に、裏面の(3)の欠席日数別分布でございますが、小学校では欠席率が30日から89日までの不登校児童が42名で、不登校児童全体の約58%を占めております。中学校では、不登校の日数は欠席日数の少ないケースも多くないケースも平均的にみられるのが特徴です。次に、不登校者数も数をどのように算出しているかですが、まず、欠席理由に関わらず、年間30日以上欠席した児童生徒を長期欠席者と呼んでおります。各学校では、年間の長期欠席者ひとりひとりの主な欠席理由を、文科省が定める規定によって、病気による欠席・経済的理由による欠席・不登校による欠席・その他による欠席の4つに分類いたします。このうち、不登校による欠席に分類した児童生徒の数を、その年度の不登校者数として市や県とリンクしております。例えば、心の病気で診断のされている児童の欠席を病欠にするのかどうか保護者の教育に関するリサーチの理解がどの程度なのかということに対応することで分類する中でも、不登校にカウントするのが難しいケースもございます。

小田原市といたしましては、不登校の数の増減だけこだわるのではなく、長期欠席者全体をどう支援していくのか、また欠席が22日以下の子どもも教育的にどう支援していくのかなど大切に、個に応じた支援をする機会と考えております。次に、(5)平成28年度4月1日付の欠席児童数ですが、今年度4月から毎月欠席の状況を学校から報告してもらっております。これにより、各学校で欠席状況についてきちんとした状況の把握を行うとともに、欠席児童への対応の強化をしようということでございます。

次に、平成26年度神奈川県の子どもの問題行動調査の速報値における不登校学級のデータを参考に掲載しました。5ページ、2-4をご覧くださいなのですが、こちらは不登校になったきっかけと考えられる状況について、複数回答を可能にして調査をしておりますが、いじめにかかわる項目の割合が小学校で1.9%、中学校で2.3%、全体で2.1%となっております。また、いじめを除く友人関係をめぐる問題が小学校で13%、中学校で20.1%、合計で18.2%と、いじめや友人関係が原因となっている不登校というのが傾向としては、非常に多いというのがでております。いじめに関して言いますと、割合が意外と少ない気がいたしますが、この数字をどのようにとらえたら

よいかは先生達の専門的なご見地からご判断、或いはご見解いただければと考えております。

資料1－2の説明は以上でございます。

嶋崎会長…ありがとうございました。「不登校の現状」ということでご説明いただきましたので、ご質問ございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。共通認識をしておきたいのですが、先程小田原市では、不登校に限らず長期欠席者の全体をみてというお話しがございましたけれども、大変すばらしいことだと思ひまして、年間の長期欠席者の主な理由を4つに分けられておりますけれども、統計の仕方により随分違ってしまふことがあります。というのは、2つ以上理由があると「その他」に入れてしまいます。だから、例えば親もそんなに行かせたくないみたいなそういう親だった、少しネグレクト的な保護者であったりとかその子が気持ちの上でなんとなく無気力がみられる場合には、理由が2つあるというより不登校というよりも「その他」ということに入れてしまふことが非常に多いんです。ですから、小田原市のようにきちっと数字をだした上で、全国平均よりも少しだけ高くなっていますけど、きちっとやられているというのは大変すばらしいなと思ひました。

田代委員…5ページの神奈川県速報値のいじめといじめを除く友人関係の問題ですけど、
この線引きはどのようにされているのかわからないのですが、もしこれが防体法の趣旨で考えるという、いじめの定義はすごく広いので、一定の人間関係があつていやなことがあつたらいじめになってしまいます。要は友人関係でいやなことがあつた場合、法律で考えてしまおうとするといじめになってしまうと思つたので、いじめを除く友人関係というものはどういう風なものというか、どういうふうにわけてこれに載っているのかよくわからなかつたので、お聞きしたいです。

嶋崎会長…いかがでしょうか。

教育指導課長…田代先生が仰られるとおりのことだと思ふのですが、やはりこれまでの経過があります。この方法についてはかなり以前からこのような分類をしてきた経過がございますので、その辺のところは学校の判断によるところもあると思ひます。だから、そこは厳密に線をひいて1%と18.2%となかなか難しいところはあると思ひますけれども、直接的にいじめ被害という思いのない中で、友人関係における欠席というような形の分類になっているか捉えておりますけれども、厳密にここでその違いを説明するのは難しいというのが現状であります。

田代委員…わかりました。そうしますと一応まだ昔ながらのいじめというのが多分あるのかなと思います。継続的な暴力など、かなり悪質なものというのが多分念頭におかれた表になっていると思いますので、今後も表自体というか、それ自体の改良が必要と思いました。今の法律のもとで、いじめを広く定義しているので、逆に、いじめを重く捉えつつも、要は本当に普通に考えればなんでもないことでも、その子にとってとても嫌な思いをさせてしまうということがどうしてもあるので、主に教員の方々の専門的裁量にかなり丸投げしているということになるのではないかと思います。気をつけてほしいのは、法律上いじめということはあったとしてもそれは、あなたはいじめをしてるからそれはいけないよという言い方はしないでもらいたいということです。こちらとしては、いじめということで取り上げますけれども、全部本当に悪質ないじめです、だからあなたはそれは問題ですよ、というような考え方はしないでもらいたいということだけです。

嶋崎会長…ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思います。他はいかがでしょうか。資料について疑問にもたれたところの解決だけを図って次に進みたいと思います。不登校の調査では、横バイがずっと続いて増加期があり、急増した時期に、スクールカウンセラーが配置されました。文科省の答弁では、スクールカウンセラーの配置の効果で、不登校が減ったと書いてありますが、急激にあがって今こういう状態が12年ぐらい続いているわけです。ですから、急に上がったところがなぜこうなったのかしっかり考えないといけないと思います。ここ数年の動きを去年と比べて、その理由はなんだろう、それは非常にせまい議論になってしまうと思うんです。もっと大局的に見た中で、不登校重大事態をからめて次の議題に入れればいなと思っています。

南委員…資料からは直接読み取れないのですが、小学校から中学校にかけて段々人数が増えてますね。中学校でも段々増えており、とすると低年齢でおきた人が結構持続的・反復的になっているのかなと推測ができるのですけれどもそれは実感としてはどうでしょうか。

教育指導課長…それは感じます。

南委員…そういう子どもたちが重大事案にひっかかってくることがあるということなんです。

嶋崎会長…おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。次の議題の方が少し時間がかかると思いますので、不登校重大事態という議案ということでこれからやらしていただきたいと思っています。事務局からご説明いただけますか。

教育総務課長…私から説明させていただきます。まず資料2-2でございますけれども、こちらは「不登校重大事態にかかる調査の指針」平成28年3月の文科省から示された指針でございます。年間欠席日数30日を目安としていじめにより学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると判断された場合に、不登校重大事態として捜査を行いますがこの調査の目的は、不登校にいたった事実関係を整理することで欠席を余儀なくされている状況を解消するとともに、学校復帰の支援を行い、今後の再発防止に生かすこととしております。また、欠席日数が30日を超える相当前の段階から踏み込んだ準備作業、具体的にはすでに実施した定期的なアンケート調査の確認や関係児童生徒からの事前調書の確認、児童記録の内容の確認などを行うこと、学校の設置者に報告相談することなどが明記されております。また、不登校重大事態が発生したと判断した後、7日以内に教育委員会を通じて市長に報告すること、教育委員への報告、対処策を決定する場合には、教育委員会会議を召集すること、市長の判断により総合教育会議などの召集なども明記されております。どちらの方向につきましても、細かな配慮まで記載がされておりますが、そこからの報告や記録の重要性、調査の実施を前提とした研修等の実施や啓発の重要性にも言及されております。また、調査をおこなった場合には、いじめをうけた児童や保護者等に対していじめの事実関係、必要な情報を提供し、説明することが求められております。続きまして資料の2-3、不登校重大事態の対処スケジュールの説明をさせていただきます。

まず、初期対応の有無につきましては、当初、不登校がはじまる場合、参考資料1「不登校で困ったら」、A4の資料でございますが、こちらにありますように学校での対応を教育委員会で定めております。また、いじめが原因と推定された場合には、小田原市においても参考資料2、これは神奈川県が平成25年3月に発行しましたものですが、いじめ初期対応のポイントに記載されているものをもとに対応しているところでございます。この資料は、教職員の研修の際にも使用しているものです。この対処スケジュール案は、ここにいる委員の皆様のご意見をいただきながら、児童生徒や保護者や学校、教育委員会、いじめ防止対策調査会等の動きを見える化し、関係機関にあたっても、方策をサポートできる体制はどのように作っていったらよいかを煮詰めていきたいと考えております。また、先程の資料2-2の指針にもございましたが、平素からの報告や、議論の重要性、調査の実施を前提とした研修等の実施や啓発が重要であると考えております。小田原市としましては、不登校の出現率が全国や神奈川県に比べて高い状況にございますことから、不登校の要因として、いじめの要素が入ってきた場合には、不登校重大事態となる可能性も高くなることが推測されます。委員の皆様のご意見・アドバイスをいただきながら小田原市としてのいじめ対策を模索してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

嶋崎会長…ありがとうございました。神奈川県事例を準備していただいておりますが、特に説明ということではなくてもいいのですが、ご講義いただきますでしょうか。

教育総務課長…冒頭説明させていただきましたけれども、神奈川県内で発生いたしました重大事案ですが、具体的には海老名の中学校で発生いたしましたいじめが原因とみられる事案、それから、2013年に相模原で発生しましたこちらもいじめが原因とみられる重大事案これらについて相模原の方については、今年4月に調査会からの答申を受けて再発防止策を検討していくというお話ということで情報提供させていただいたところでございます。

嶋崎会長…ありがとうございます。2つの事例を頭にいれながら、これから時間もありませんのでしっかりと議論していきたいと思っております。まず、今のご説明の中で、ご質問等ございませんでしょうか。

教育総務課長…嶋崎先生、若干よろしいでしょうか。補足です。冒頭、今回お願いした主旨といたしましては、国におきましては年間30日を超えるようなものについて、30日以降の対応を視野にいれて、要は事前の準備をしておきなさいというような、そういうこの資料の指針のまとめ方なのですが、実際に学校現場からすると、ありきではなくて初期の段階からいたらないようにするか、どうしたらよいかというところに呼び寄せないようにするのですが、この指針につきましては、重大事案ありきというような形になってしまっているの、要は、ならないためにどうしたらよいかということ、是非専門的なご見地からご意見いただければという風に思っております。

嶋崎会長…ありがとうございます。

小倉先生、学校の対応のところではよく言われていると思うのですが、いかがですか？1日目電話、2日目手紙、3日目家庭訪問とこのルールをご覧になってご感想等お聞かせいただければと思います。

小倉委員…私、中学の娘がおりまして、風邪をひいてもこのような対応をしていただ

て、先生方はしっかりやっけていただいていると思いますが、先生方が危ないと思われるのは3日目以降、一週間休んだというところで、どうしたらいいかというところだと思うのですが、その間、学校の中でも動ますよね。こういう場合はこうしましょうみたいなマニュアルは、学校の中にできているのでしょうか。不登校のケースには、いじめとかではないケースでも、それはしんどくなると思う事例もある。多分、あなたにとって、今学校のことは第1目的ではないと

いうように、しばらく休んでいていいよという事例もやはりたくさんあると思います。中学2年生の思春期の入ってくるところで、大人世界のいろいろなものが見えてきます。それまで不安定ながらも頑張っていたところが、プツッと切れてしまい、一回休み始めると、その後、どんなに自分としては元気になったり、いろいろケアを受けたりしてもやはり行きづらくなるというのはあると思います。いじめが原因の場合、30日全部過ぎたら、全部重大事件になるのでしょうかけれども、学校でできることの限界もあるといえますか、学校もそこでやらなくてはいいところもあると思いますし、学校以外のところで連携をとりながらその子が健やかに生きられるように、その次のステップをどう踏み出していったらよいかというところで、学校ができるところを探っていく、学校に関しては、それが必要と思っています。

その中で、いじめというものがでてきたら、私たちは早急に動かなければいけなくて、学校の先生方もしっかりそこは動かないといけなくて、今回はどういうふうに考えればよいかと思っていますが、不登校について考えますか。

嶋崎会長…いわゆる初期対応のところで、欠席が続いた段階で当然最悪事態を想定したいいじめがないかという前提のもとに調査といえますか対処しますね。当然、次のところで「いじめと不登校との原因の推計」とありますけれども、この行動は即すべきですよ。

小倉委員…そうですね。結局校内でいろいろ聞き取りをしてどうもそういうことがあるらしいというのが明らかになってきた場合のそのあとの対応ということですか。

嶋崎会長…いじめとしての対応をしていかなきゃいけないということですよ。

小倉委員…そうだと思います。

嶋崎会長…この部分は、そういうことですよ。この図に何かつけ加えることって他の委員の先生方含めていかがでしょうか。何かございますでしょうか。いじめって発覚したのが、30日関係なく当然対応しますよね。

南委員…少しよろしいですか。長期化しないように何か手はないのかというお話が今ありましたけれども、小田原の先生方はすごいというのが正直な感想で、本当に、1日目、2日目、3日目でこんなに迅速に対応とられるんだなというのに、よくやってらっしゃるというのが正直なところですよ。この場合は、その不登校にならない方がもちろんいいのですが、この場合はいじめがからんでいて、それで長期化してしまう例についてどう備えるかというのが、今回の眼目だと思いますので、不登校対策としてはもうこれで十分ではないかと思いま

す。県の初期の対応ポイントも読んで本当に感心したのですが、初期対応のポイントに書いてあることでいいと思います。こじれてしまうケースで、モンスターペアレントがありますけれども、それはどういう場合で生じるのかと或いは、そのいじめによる不登校が生じて、しかもそれが長期化しそうなケースはどのようなケースなのかといったあたりのイメージを持っておいたり、チェックリストなどを作るなど、留意点をあげておくとかでもいいと思います。そういうことができている、長引きそうだというのは備わればいいんじゃないかと思います。支援チームが教育委員会にあるわけですから、やはり重大事例はそこで集めていただいて、どういうケースがなっているっていうのをまた具体的に、自主的にあげていっていただくというのが、今後大事ではないかと思います。それまでは、こういうケースが長引きそうだということはもうこのへんで推定しながら、こういうケースは常識的に思いつく範囲でイメージしておけばいいのではないかと思います。

嶋崎会長…事例の収集から留意点等整理ということの動きがやはり必要です。なかなか事例がありませんが、例えば、私が今関わっているケースで言いますと、いじめられたと言って、親が子どもを学校に行かせないんです。学校に対して、「うちの子が行けなくなったのはいじめだ」と。要するに、金銭の請求です。その親はそこに行って訴えるぞと言っている訳です。このケースは、いじめと言うよりも、親の作り話とは言いませんけども、そういった動きです。それで、南先生にお聞きしたかったのは、このケースの中で、精神科の先生が診断書を書いて、スポーツ振興会からの災害給付まで貰っています。私がお聞きしたかったのは、精神科の先生が診断書を書くのかということです。いじめが原因でなければ、スポーツ振興会からは出ません。精神科に行っている治療費などのかかった費用です。

南委員…基本的には、その親御さんの情報によってとか、ご本人の情報によって、医者はストーリーを組み立てていることになります。学校の先生方とか、相手のお子さんとかの情報を聞いて、ストーリーを組み立てている訳ではありません。いじめが原因だと立証できるような診断書は書けませんよ、と私なんかは言っています。

嶋崎会長…ですよね。

南委員…因果関係については立証できません。現状について、こういう症状を呈していますということはできるけれど、そういう立場です。

嶋崎会長…その中で話題になったんですけど、お医者さんが書く中で、病状の報告書なん

か説明書みたいなのありますか。

南 委 員…説明書というものを作ることはあります。

嶋 崎 会 長…そういうのは、親の方から請求されてから書くものなのですか。

南 委 員…本当に説明のために、忘れてしまうことも多々ありますから、医者なんて専門用語も入ったりしますから、記憶が残らないってことがないように、説明書を作ることがあります。

嶋 崎 会 長…ありがとうございます。今のような事例がたくさん集まればということですね。
気をつけなければいけない点がありましたら、何か感想ございませんでしょうか。

芦 田 委 員…ある関わった事例の中では、先程課長が言われたとおり、予防というか、30日に至らないということも、もちろん予防的な対策は常に不登校対策の中で行いつつ、残念ながら、なかなか30日で解消できないことが明らかだと思った時には、もう調査委員会を立ち上げることも含めて、教育委員会としては準備をスタートせざるを得ないのかなと思います。

嶋 崎 会 長…ありがとうございます。そういう事例もありがとうございます。

南 委 員…普通に考えれば、いじめがあって不登校になって長期化する場合は、いじめが深刻であるか、ご本人が脆弱であるかだと思います。いじめの深刻さというのは暴力が激しいとか期間が長いとかそういうことは先生方もよくご存じだと思うんですけども、ご本人のいじめの前の適応部分ですね。就学前からの情報という問題になってくるとは思います。不登校歴やクラス内の孤立があるなどといった問題などもチェックポイントとして頭に置いておくといいと思います。それから、調査委員会があった方がというお話しは、あった方が多分、学校の先生方は守られるのかなと思いますので、積極的にやる意味があるのではないかと思います。しかし、ここで、一つ問題になるのが、先程もともと適応があまり良くなかったお子さん、孤立していたお子さんというのは、割と被害者意識をずっと持っていることがあり、そんなにいじめでもないのですが、いじめと言う場合があります。親御さんが不安が強い場合は、かかえこんで、やはり学校が・・・というようなことになってくる可能性があると思います。そういう時に、多分先生方なり調査委員会なりが、そういったことはなかったですよ、というようなお話しをしなければならぬと思うのですが、そういう対立

の場で見解を出すというのがどのくらいできるのか、どういうふうに行うといいのかなど、是非、田代先生にお聞きしたいと思います。学校と対立関係の中で、その調査した結果を示すときの留意点というか、学校の先生や教育委員会を内側から支える弁護士の先生方が是非いてほしいと思います。

田代委員…そうですね。親御さんとの対応については、教員の方々は、その子以外にも多数の生徒を持たれている中で対応しなければならないので、非常にストレスも抱えますし、時間もさかれて大変なので、もしそういうことがあった場合は、一度は現場の教員の方々に（弁護士・調査会に）来てもらわないと。どの弁護士でもいいというわけではなく専門に勉強されていないような弁護士も正直いますので、学校と交渉をしてくれれば、まだ冷静にお話ができると思います。留意点としては、実際調査結果をお伝えするというところに関しては、振り回されないで、あくまで事実としてこうでしたと、いうことを伝えていくしかないのかなと思います。そこで、こういうことがあり、こういうことになりましたよというところをしっかりとお伝えした上で、最終的な見解というか評価はお伝えするのですが、まずはA君とB君の間ではこういうもめごとがありましたよということをお伝えしていくというのが、まず大事なのかなと思います。多分、訴訟を言ってくるような方々というのは、結構こまかく聞いてくるので、踏み込んで「今、こうなっていますよ」ということをしておく、多少は、少しむこうも一応やってくれているのだなというところで、だいぶ溜飲がさがったりするところもあります。嫌な相手には敢えてこちらから踏み込んでいくというのが、時間はかかるころではあると思うのですが。進捗状況を報告して、伝えるところは事実のところと最終的な調査結果については、しかるべき場所を用意してこういう事実があって私たちははじめではないという評価をきちんとお伝えする形をとっていくことが大事かなと思います。

嶋崎会長…南先生からご提案があったチェックリストですね。そういうのがいくつか今日でています。続けて法的なことで、多分、校長先生方も同じようなお悩みをお持ちだと思うのですが、いじめじゃないかって言われてお話ししたりする時には、記録が必要になりますよね。テープレコーダーにきちっと録っておいた方がよろしいのでしょうか。

田代委員…そうですね。細かいニュアンスとかは、言った言わないこともあったりしますし、意外と紙上で返されて（判決文読ませてもらうこともある）作るのも大変なのですが、作っていただけると非常にありがたいです。やはり、聞くよりは読んだほうが早いので最終的に、ぼくらは訴訟をやる場合は、できれば録音を一回聞く、言葉のニュアンスだったり、間だったりというところでどういう流れで言っているのか、悪質なケースの場合、意図的に抜かれている言葉があ

ったりとかもあるので、そこは、録音は必ずできる限りはよく聞くようにしています。

嶋崎会長…学校の先生方からよく質問がでるのですが、要するに内緒で録音してもいいのですか。

田代委員…よく民事訴訟の場では、別に一応概念上は違法収集証拠というのがあります、
刑事だったら捜査機関が隠して録ったりするのは証拠として排除しましょうというようなものはあつたりしますが、民事の場合は、ゆるいので、隠して録ることをやってもいいと思います。ただ隠してというよりは、「ここ記録とります」と言ってやったほうが堂々としてますし、こういう会議にも堂々と録音しているとわかれば変なことも言わないので、「大事なことなので録音させてもらいますね」と言っていいと思います。

嶋崎会長…近畿の弁護士会がいわゆるクレーム問題を「教育対象暴力」という名前にして出版しました。そういう疑問、法的なことだけではなくて、医療的にも、福祉的にもいろいろあると思うのですが、今日一つぐらい先生方いかがですか。せっかくご参加いただいているので聞いておきたいことはありませんか。

西村校長…先程のテープの録音のことなのですが、私どもの場合、保護者の方が録りますよと言われる場合が当然多いのですね。伺ったところによると、第三者に公表する場合には、双方の了解が必要になってくるみたいところで、録ってもらっても、公にする場合には、双方の了解が必要だという部分があるので、基本的には、録音されたものは、有効でないと言われた時がありました。

嶋崎会長…いかがですか？要するに第三者に聞かせる場合には、録っておいても了解とらないで勝手に聞かせたら機密漏えいだと言うことでしょうか。

田代委員…それで、ただちに機密漏えい罪にはあたらないと思うのですが、先程言ったとおり、結局それを何に使うかというところなので、基本は、録音は記録のためというところだと思うので、いわゆる証拠という形にはなると思うのですが、その証拠を何に使うのか。基本的に民事裁判だと思うのですが、この調査委員会でも、そういったものが出てくるかもしれないというところを前提とすると、第三者に見せることが前提であるので、その録音をもちろんYouTubeなどに公開するということはあまりよろしくないことだと思います。あらかじめ、取り決めをしておくということがいいと思います。従って、形に残す

ものとして、録音してもかまわないけれども、少なくとも、子どものためということ。それをユーチューブや第三者が聞けるような状態に置くというのは、誰のためにもなりません。そういった手法での公開というのは基本的には止めましょうというのを取り決めておくと、調査で出す分にはやむを得ない場合もあるというよう取り決めは最初に紙で残してもいいと思います。録音する場合は、これを書いてくださいというようなものを提示して、お互いサインしておけば、それを破ったから、違法だから100万円払ってくださいというようにはなかなかならないと思います。

西村校長…もう一点だけ、この場合には、被害を受けたいじめの対象児童生徒ということで書いてありますけど、学校の方では、関係児童生徒保護者への対応が大変な内容になっていくのではないかと思います。学校としてはいじめを防止することができなかった加害者については、児童生徒の保護者への対応をしっかりしていかななくてはいけないということがやはりこの影にあるところで、重大事案を見ても、関係児童生徒というのは一か所ぐらいしかでてこないですね。学校としては、加害者の児童生徒・保護者へ対応をどのようにやっていくか、そこで、関係機関の方々にいろいろなことでサポートしていただく、ご指導していただきたい部分も多いだろうなということは、この表をみて感じたことでございます。

嶋崎会長…ありがとうございました。そういった話の中で、先程、南先生からご提案のありました学校の先生方にも役立つような留意点のチェックリストができていけばいいと思います。どうぞもう少し時間とってあります。

小倉委員…モンスターペアレントのこと、或いは加害者の保護者のことなどいろいろ出てくると思うのですが、いきりたってくる保護者の方は、やはり困っている人だと思います。こちらが戦わなければというふうにかまえると、ますますひどくなってしまう。まずは、その人の言われること、子どももそうなのですが、思いをこうしっかりと受け止めてあげることが必要かと思います。誰がその受け止める役目をするかというのはコツがいるのかなと思います。心理専門職であれば、事実はとりあえず置いておいて、あなたはそんなふう感じたんだねと一回受けて、あなたはとても辛かったということを受け止める。そして、実際どうしたらいいかというのは、他の先生にも相談してみましよう、私も聞いてみましよう、というような形で一回保護者の信頼関係を作る。いろいろな思いをかかえている子どもや保護者の味方になって、そこから、関係機関と調整をしていくと、何かいろいろあったとしても、自分の思いにそわない結果が出たとしても、あなたが言うのであればそうかもしれないと、少し落ち着くと思います。事前に保護者の情報があると思うので、その場合に誰が

その味方につくか、たとえばそれまで信頼関係を持っているどこかの主任の先生やスクールカウンセラー或いは担任の先生など多分いろいろだとは思いますが、そこは、初動としては一番大事だと思いました。

嶋崎会長…ありがとうございます。役割分担も、チェックリストにしっかり入れたいということですが、

芦田委員…小倉先生の部分で、私もいじめということではないのですが、被害ということがはっきり出てしまった案件に関わった時に、先生方の対応が非常にまずかったところがあります。事実がよくわからない中で、もうあなたたちは加害者の親御さんですよ、という言い方をしてしまい、親御さん達の中には学校に対して不信感が出てしまいましたし、被害のお子さんは被害のお子さんで不信感が出てしまうという状況でした。生徒同士はしばらくして実は仲良くなったのですが、親御さん同士は戦ってしまうというところまで行ってしまった。まず、親御さんも含めて、思いというところをきちっとおさえていくというところがすごく大事だと思います。モンスターペアレントという言い方は、我々が作ってしまっている可能性は十分にあると考えた時に、親御さんの思い、加害者の生徒さんであっても、加害者の親御さんの思いをきちっと受け止めながら、不安を少しでも解消していくこと。親御さんが今回の事件、加害者の生徒の親として自分がどう思ったのかということをお話してしまおうといった、いわゆる修復的対話ですね。それは、多分学校の先生方だけではなくて、中学であればスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーも含めて或いは指導課の相談員も含めて、まわりが一丸となってやっていくということで、モンスターということばを使わなくてすむような形は取りたいと思ったことです。

嶋崎会長…ありがとうございます。ご提案として受け取らせていただきます。モンスターペアレントという用語は、この委員会では使わないということによろしいですか。親御さん自身が困っている、困った親は自分が困っているということですか、そのあたりもひとつリストの中にとりあげておいていただいて、学校でもご活用できるようなこういう表が完成するといいですね。

小倉委員…いじめなどこじれてしまう時は、先生方の初期対応がまずかった場合、どう動くかということが保護者と信頼関係を作るところで、すごく問題になる部分ですよね。多分、こちらのニュースになるようなケースなども先生方の対応がまずかったことを隠そうとしたがゆえに、ますます問題になってしまったと思うのです。でも、先生方も、毎回毎回きちんとした対応を取れるわけではないということも含めて、何か間違いがおこった時に、その学校全体として失敗した

先生のフォローや対応など人間関係をどのようにつくっていくかということもあると思います。失敗した人をただ守るとか、ただその人のせいにするとかではなく、先生方同士でそういう場合はこうするよ、失敗もするのだから今後は適切に対応していくというようなことも含めて、先生方の対応方法もケースとしてだしておけば、先生方も言いやすくなるのではないかと、報告しやすくなるのではないかと思います。

嶋崎会長…ありがとうございます。そうですね。チームで対応していくことは大事ですし、
教師の対応の仕方の留意点も少しあげておきたいですね。あと少しもう一言ずつ言っておきたいということでございませんでしょうか。

教育長…先程、初期対応の中で、本市としては各学校で一日目電話を入れる、いじめでも不登校でもすべての子どもで、風邪でもそうですが、二日目手紙、そういった中で、三日目家庭訪問をしてこの段階が僕は一番勝負だと思うのです。この三日までのところで、そこだったら、たとえばいじめにしてもそれ以外の要因にしても子どもも結構実はこうだったとか話すと思うのですが、そこを逸してしまうとやはり一週間或いは1カ月と今度は親の方の考え方も変わってくるのでしょうか。要は、本人はいるのだけでも先生が訪問に行ってもお子さんに会わせてくれないという事態が起こってくる。子どもの生死の心配までしてしまうというそういう状況が結構でてるのではないかと。先生方は一生懸命家庭訪問して、なんとか本人の様子、電話ではなく、やはり本人の姿をみないという、そこに訪問に行くのだけでも会わせてくれないという事態が続いていく。学校ではなかなか対応できない、いろいろ教育委員会でも、児童委員や民生委員などタイアップして家庭に関わっていくのですけれども、なかなか難しいそういうケースが実際には結構全国的にはあるのではないかと思います。会えない、会わせていただけないという事態が…そのあたりをどういう風にしたらよいか、また、そうならないためにやはり3日間ぐらいが本当に勝負かなと思います。逆にそこを気づかないと学校も対応を逸してしまっ、殻にとじこもってしまうという、いろんなケースを感じます。そのあたりをどうしたらいいのかと、そのあたりをご助言いただけるといいと思います。

嶋崎会長…ありがとうございます。確かにそうですね。スクールカウンセラーは、家庭訪問は担任等と一緒にないといけないのでしょうか。

芦田委員…多分、スクールカウンセラーの訪問はしていないと思います。

嶋崎会長…基本的にはやってはいけないと書いてあるのですが…

芦田委員…不登校の担任の先生が行かれるということになりませんか。

嶋崎会長…文科省の方も、基本的にはダメだと言ってるわけなのですけども、ただ、アウトリーチっていうのは本当まさに実際に顔を見て話すと思いますね。

芦田委員…違います。私自身もちろん家庭訪問やったことありますし、実際、私は日数が限られているので、行けない時には担任の先生なりが、子どもに会えたやはり実際10秒20秒でも顔を見て帰ってきてるかどうかと、そこで安心感という非常に大きいです。我々福祉の人間で言えば、平成16年の岸和田市の事件をやはり頭の中に置いておかないと最悪の事態ということが常に頭の中にあるので。なかなか会えないとなると、どうしても児童相談所をからめないといけないうのかなとどうしても頭が常に及んでしまいます。やはり、会えるということの安心感というのが、とても大事なことですし、会える関係をどう作るかが、まさに教育長仰ったように、3日目までの勝負なのかやり方はあるのかもかもしれませんけれど、一つのやり方としてのマニュアルどおりの対応はあるのかなとは感じます。

嶋崎会長…ありがとうございます。

小倉委員…もし、事前の友達関係があれば、今の子どもたちはみんなラインでつながっているので、不登校でも毎晩のようにラインで、無料で、みんなでやりとりや会話をしていたりしています。生きてるかどうかだけであれば、友達に聞けば確認できるかもしれないです。

嶋崎会長…そうですね。エコマップ（人間相関図）を作り、そして関係機関とうまく結びつけてというこれがきわめて大事ですね。たとえば、教師が行って会えなくても他の人でこんな人がいたら、そこにお母さんと来たり、話せる人を探すなどマップにおいていくというこの作業大事ですね。

田代委員…その作業も大事ですし、連携というところで私ども民生委員さんになるのですけれども、私などが虐待とか不登校について民生委員と話をする時には、直接民生委員さんが踏み込むことはできないのですけど、そういう形であれば民生委員さんにみてもらえたりとか、友達関係で言えば、スーパーなどで見かけたり、兄弟がいれば、兄弟等の関係者に、生きてるかどうか、エコマップにおとししていけばいろいろなことが資源として見えてくるので、なにかいくつか、次にお伺いをたてる人はいないかななどご提案させていただいております。

嶋崎会長…ありがとうございます。これでいろいろ出していけば、とても素敵な図が完成

するような気がします。

嶋崎会長…2番目の議題はこれで終了させていただきます。3点目といたしまして、その他とございますが、事務局から何かございますでしょうか。

教育総務課長…その他として、今年度、第2回目の「いじめ防止対策調査会」のスケジュールについてですが、すでに、皆様には10月から11月のスケジュール調査票をお渡ししておりますが、事務局でとりまとめ、調整させていただき、早目に日程案を提示させていただきたいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

嶋崎会長…ありがとうございました。只今の事務局からの説明について、何か質問やご意見は、ございますか。特になければ、ご協力ありがとうございました。本日の会議は閉じさせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

教育部副部長…嶋崎会長、議事進行、ありがとうございました。また、各委員におかれましても、様々なご発言、ありがとうございました。

これにて、閉会とさせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。